

佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第十八号

佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例

(佐賀県税条例の一部改正)

第一条 佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「個人の県民税(配当割)」を「県民税(配当割)」

個人の県民税(利子割に限る。)	を	県民税(法人税割、法人の均等割及び利子割に限る。)
-----------------	---	---------------------------

に改める。

第三十四条中「第三十三条の」を「前条の」に改め、同条第一号中「第三十三条第二項」を「前条第二項」に改め、同号イの表(1)中「扶養親族」の下に「同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。」を加え、同表(6)を削り、同表(5)中「(6)に掲げる者を除く。」を削り、同表(5)を同表(6)とし、同表(4)を同表(5)とし、同表(3)を同表(4)とし、同表(2)中「(3)」を「(4)」に改め、同表(2)を同表(3)とし、同表(1)の次に次のように加える。

(2) 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者一人につき二十二万円
--	---------------------

第三十四条第一号イの表(8)中「扶養親族(同居特別障害者である扶養親族及び)」を「控除対象扶養親族」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、同表(9)を削り、同表(10)中

(i) (ii)に掲げる場合以外の  
場合 当該老人扶養親族  
一人につき十三万円  
(ii) 当該老人扶養親族が特  
別障害者である場合 当  
該特別障害者一人につき  
二十五万円

を

当該老人扶養親族一人に  
つき十三万円

に改め、同表(10)を同表(9)とする。

第三十五条の四の次に次の二条を加える。

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

### 第三十五条の五

所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規

定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給  
与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の  
給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から  
毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると  
ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第三百十七条の  
三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、  
当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

一 当該給与支払者の氏名又は名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途  
において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、  
同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受  
ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の  
内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、法第三百十  
七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を  
經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければ  
ならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の  
際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、そ

の受理された日にこれらの規定に規定する市町長に提出されたものとみなす。

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

**第三十五条の六** 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第三百七十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町長に提出されたものとみなす。

第三十九条第二項中「四月、七月、十月」を「七月」に、「前三月分」を「前六月分」に、「基き」を「基つき」に改める。

第四十一条第三項中「第二号」を「第三号」に、「法第五十二条第二項第一号に」を「同項第一号に」に、「第五十二条第二項第一号の二」

を「第五十二条第二項第二号」に改める。

第四十二条中「第五項、第二十四項及び第二十七項」を「第十九項及び第二十二項」に改める。

第四十六条の十第一項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に改める。

第四十七条の二第一項第一号ハ中「及び清算所得」を削り、同条第二項中「及び清算所得は法第七十二条の二十三第一項から第六項まで」を「は法第七十二条の二十三」に改める。

第四十九条第一項第一号ハ中「又は清算所得」を削り、同号ハの表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号ハ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の二中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

第九十七条第一項後段を削る。

第一百条第一項中「のうち身体障害者等」を「のうち身体に障害がある者で歩行が困難なもの（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害がある者で歩行が困難なもの（以下「精神障害者」という。）」に、「又は身体障害者等が」を「又は身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が」に改め、同項第二号中「身体障害者又は」を「身体障害者等又は」に改める。

第一百七十七条第一項中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）及び「身体障害者又は精神障害者」を「身体障害者等」に、「当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「等、当該身体障害者等」に改め、同条第二項中「属する年の三月三十一日」を「日」に、「身体障害者又は」を「身体障害者等又は」に改める。

第二百二十条中「第六十二条第一項の検査の申請者が同法第九十七条の二」を「第九十七条の二第一項」に、「を申請する」を「の申請を受けた」に、「当該申請者がその検査を受けようとする自動車について当該

自動車」を「当該申請に係る自動車」に、「または」を「又は」に、「止む」を「やむ」に、「ときは」を「ときは、」に、「当該申請者に」を「当該申請をした者に」に改める。

附則第五条の五第一項第二号ロ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号ハ中「及び」を「並びに」に改め、「租税特別措置法第十条」の下に「(同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、「から」を「及び第十条の二の二から」に、「第十条の六」を「第十条の七」に改める。

附則第十一条の二第二項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

附則第十四条の二中「及び清算所得」を削る。

附則第十四条の三中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)」による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附則第十七条の三中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十八条中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第十八条の二の見出し中「等」を削り、同条第一項中「この条」の下に「から附則第十八条の二の三まで」を加え、「当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条第二項中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第三号ロ」に、「第十項」を「附則第十八条の二の三第一項」に、「附則第十二条の二第二項」を「附則第十二条の二の二第二項」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二第二項」を「附則第十二条の二の二第二項」に改め、同項第一号中「車両総重量(以下この条」の下に「及び附則第十八条の二の三」を加え、同号イ中「この条」の下に「及び附則第十八条の二の三第一項第一号」を加え、同号ハ中「この条」の下に「及び附則第十八条の二の三」を加え、同項第二号

中「第十一項」を「附則第十八条の二の三第二項」に改め、同条第八項中「第五項から前項まで、第十項又は第十一項」を「前三項又は附則第十八条の二の三第一項若しくは第二項」に、「が平成二十二年三月三十一日」を「が平成二十二年八月三十一日（第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）」に、「第一号」を「第一号又は第三号ロ」に、「百分の二」（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）」を「百分の一」に、「を、第三号」を「（当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）」を、第三号イ」に、「百分の一」（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）」を「百分の〇・五」に改め、同項第三号を次のように改め、同条第九項から第十二項までを削る。

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率  
が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの  
附則第十八条の二の次に次の二条を加える。

（自動車取得税の免税点の特例）

第十八条の二の二 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十五条の規定の適用については、同条中「十  
五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の二の三 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種  
省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの  
以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第十八条の二第四項

から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(附則第十八条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

3 前二項の規定は、第九十七条第一項又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき

前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十八条の四第一項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改める。

附則第十八条の五中「平成三十年三月三十一日までに第二百一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第二百一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第二百一条第六項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

**第十八条の六** 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第二百一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第二百一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第二百一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第二百一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第二百一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第二百一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。



附則第十九条第一項中「第六項」及び「同項」を「第四項及び第六項」に改め、「(第四項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第四項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号及び第六項において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号及び第六項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号及び第六項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（第六項及び第七項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第十九条第六項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「（以下この号において「車両総重量」という。）」及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「」を削り、「」という。）に適合し」に改め、同号口中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「」及び「」という。）を削り、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「第四項」を「前項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十一年度分」に改め、「当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間

に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

(佐賀県森林環境税条例の一部改正)

**第二条** 佐賀県森林環境税条例(平成十九年佐賀県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十二条第二項第三号」を「第五十二条第二項第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中佐賀県税条例第五条の改正規定、同条例第三十四条の改正規定(同条中「第三十三条の」を「前条の」に改める部分及び同条第一号中「第三十三条第二項」を「前条第二項」に改める部分に限る。)、同条例第九十七条及び第一百一条の改正規定並びに同条例第一百七十七条の改正規定(同条第二項中「属する年の三月三十一日」を「日」に改める部分を除く。)、公布の日

二 第一条中佐賀県税条例第三十九条の改正規定、同条例第一百七十七条の改正規定(同条第二項中「属する年の三月三十一日」を「日」に改める部分に限る。)、及び同条例第二百二十条の改正規定 平成二十二年四月一日

三 第一条中佐賀県税条例附則第五条の五第一項第二号ロの改正規定 規則で定める日

四 第一条中佐賀県税条例第四十一条、第四十二条、第四十六条の十、第四十七条の二、第四十九条及び第七十二条の二の改正規定並びに同条例附則第十四条の二、第十四条の三及び第十八条の改正規定並びに第二条の規定並びに次条第八項並びに附則第三条、第五条及び第八条の規定 規則で定める日

五 第一条中佐賀県税条例第三十五条の四の次に二条を加える改正規定及び次条第三項から第五項までの規定 規則で定める日

六 第一条中佐賀県税条例附則第五条の五第一項第二号ハの改正規定(「及び」を「並びに」に改める部分及び「から」を「及び」第十条の二の二から」に改める部分を除く。)、規則で定める日

七 第一条中佐賀県条例第三十四条の改正規定(同条中「第三十三条の」を「前条の」に改める部分及び同条第一号中「第三十二条第二項」を「前条第二項」に改める部分を除く。)及び次条第二項の規定 規則で定める日

(県民税に関する経過措置)

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の佐賀県条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十四条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十五条の五の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第三十五条の六の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

5 平成二十三年中に新条例第三十五条の六第一項の規定による申告書を提出する場合には、同条第二項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書(同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。)」に記載した事項のうち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)  
前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。)  
第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。)  
第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場株式等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

7 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の

納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、第一条の規定による改正前の佐賀県税条例附則第十一条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

8 第一条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の佐賀県税条例第四十一条第三項及び第四十二条の規定は、同号に定める日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

**第三条** 第一条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の佐賀県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に定める日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六に規定する現物分配をい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

**第四条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不

不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

**第五条** 附則第一条第四号に定める日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に佐賀県税条例第七十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等(同条例第七十二条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第七十条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき四百三十円

二 新条例附則第十八条に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

3 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

- 二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項
- 4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第七十二条の三及び第七十二条の五から第七十二条の七までの規定を除く。）を適用する。

第七十二条第二項	前項	
		佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第 号）附則第五条第二項

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第七十二条の六の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。こ

の場合において、当該卸売販売業者等が新条例第七十二条の五の規定により知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（自動車取得税に関する経過措置）

**第六条** 第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の佐賀県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

**第七条** 第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の佐賀県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（佐賀県森林環境税条例の一部改正に伴う経過措置）

**第八条** 第二条の規定による改正後の佐賀県森林環境税条例第三条第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。



第一条（佐賀県税条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>（県税事務所の長に対する知事の権限の委任）</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 知事は、次の表の上欄に掲げる県税について、同表の下欄に掲げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。</p>			
<p>県民税（配当割及び株式等譲渡所得割に限る。） 県たばこ税 自動車取得税 狩猟税</p>	<p>徴収金の賦課徴収に関する事項 県税に係る過料の徴収に関する事項</p>	<p>個人の県民税（配当割及び株式等譲渡所得割に限る。） 県たばこ税 自動車取得税 狩猟税</p>	<p>徴収金の賦課に関する事項 県税に係る過料の徴収に関する事項</p>
<p>自動車税 固定資産税 鉦区税 軽油引取税 ゴルフ場利用税 法人の行う事業に対する事業税</p>	<p>賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。）及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項</p>	<p>自動車税 固定資産税 鉦区税 軽油引取税 ゴルフ場利用税 法人の行う事業に対する事業税</p>	<p>賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。）及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項</p>
<p>3～5 略</p> <p>（調整控除）</p> <p><b>第三十四条</b> 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定</p>		<p>3～5 略</p> <p>（調整控除）</p> <p><b>第三十四条</b> 所得割の納税義務者については、その者の第三十三条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該</p>	

		改正後		改正前			
		<p>める金額を控除するものとする。</p> <p>一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額</p> <p>イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>		<p>各号に定める金額を控除するものとする。</p> <p>一 当該納税義務者の第三十三条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額</p> <p>イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p>			
(4) 法第二十三条第一項第十	(3) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(4)に掲げる者を除く。）	(2) 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	<p>(1) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p> <p>(i) 場合以外の場合 当該障害者一人につき 一万円</p> <p>(ii) 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき 十万円</p>	(3) 法第二十三条第一項第十	(2) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(3)に掲げる者を除く。）		<p>(1) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者</p> <p>(i) 場合以外の場合 当該障害者一人につき 一万円</p> <p>(ii) 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき 十万円</p>

改正後		改正前	
<p>一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者</p>	<p>一万円</p>	<p>一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者</p>	<p>一万円</p>
<p>(5) 勤労学生である所得割の納税義務者</p>	<p>(i) 一万円</p>	<p>(4) 勤労学生である所得割の納税義務者</p>	<p>一万円</p>
<p>(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者</p>	<p>(i) 場合以外の場合 五万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 十万円</p>	<p>(5) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者(6)に掲げる者を除く。</p>	<p>(i) 場合以外の場合 五万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 十万円</p>
<p>(7) 自己と生計を一にする法第三十四条第一項第十号の二に規定する配偶者(前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有す</p>	<p>(i) (ii)に掲げる場合以外の場合 五万円 (ii) 当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である場合 三万円</p>	<p>(7) 自己と生計を一にする法第三十四条第一項第十号の二に規定する配偶者(前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有す</p>	<p>(i) (ii)に掲げる場合以外の場合 五万円 (ii) 当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である場合 三万円</p>

改正後	<p>る所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）</p>	<p>(8) 控除対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>	
	<p>(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族一人につき五万円</p> <p>(ii) 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき十八万円</p> <p>(iii) 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき十万円</p>		
改正前	<p>る所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）</p>	<p>(8) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>	<p>(9) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>
	<p>(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき五万円</p> <p>(ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき十八万円</p> <p>(iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき十万円</p>	<p>(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき十七万円</p> <p>(ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき三十万円</p>	<p>(ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき三十万円</p>

改正後

<p>(9) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者</p>	<p>当該老人扶養親族一人につき十三万円</p>

口略  
二略

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第三十五条の五 所得税法第九十四条第一項

の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日まで、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第三百十七條の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

一 当該給与支払者の氏名又は名称

改正前

	<p>(iii) 円 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき二十二万円</p>
<p>(10) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者</p>	<p>(i) 円 (ii) に掲げる場合以外の場合 当該老人扶養親族一人につき十三万円 (ii) 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき二十五万円</p>

口略  
二略

改正後	改正前
<p>二 扶養親族の氏名</p> <p>三 その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、法第三百七条の三の第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町長に提出されたものとみなす。</p> <p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p><b>第三十五条の六</b> 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>二 扶養親族の氏名</p>	

改正後	改正前
<p>三 その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第三百七条の三の第三項に規定する申告書と併せて提出することができる。</p> <p>3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町長に提出されたものとみなす。</p> <p><b>第三十九条 略</b> (個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>2 市町長は、七月及び一月中に、前六月分をそれぞれの期間の事実に基づき、規則で定める様式による計算書によつて前項の徴収取扱費の額を算定し、当該計算書を知事に送付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p><b>第四十一条 略</b> (法人の均等割の税率)</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の場合において、法第五十二条第二項第一号から第三号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日</p>	<p><b>第三十九条 略</b> (個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>2 市町長は、四月、七月、十月及び一月中に、前三月分をそれぞれの期間の事実に基づき、規則で定める様式による計算書によつて前項の徴収取扱費の額を算定し、当該計算書を知事に送付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p><b>第四十一条 略</b> (法人の均等割の税率)</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の場合において、法第五十二条第二項第一号から第二号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日</p>

	改正後	改正前
<p>2 略</p>	<p>(同項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの及び法第五十二条第二項第一号に掲げる法人にあつては、施行令で定める日)現在における資本金等の額による。</p> <p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p><b>第四十二条</b> 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条の規定によつて同条第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十二項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税又は同条第一項後段及び第三項の規定によつてその提出があつたものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(利子割の市町に対する交付)</p> <p><b>第四十六条の十</b> 県は、納入された利子割額に相当する額から、<u>法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第四十項の規定により充当し、又は同条第四十一項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払した金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</u></p>	<p>(法第五十二条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの及び法第五十二条第二項第一号の二に掲げる法人にあつては、施行令で定める日)現在における資本金等の額による。</p> <p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p><b>第四十二条</b> 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条の規定によつて同条第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項及び第二十七項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税又は同条第一項後段及び第三項の規定によつてその提出があつたものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(利子割の市町に対する交付)</p> <p><b>第四十六条の十</b> 県は、納入された利子割額に相当する額から、<u>法第五十三条第三十一項の規定により控除し、同条第四十五項の規定により充当し、又は同条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払した金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</u></p>



改正後	改正前				
<p>(法人の事業税の課税標準)</p> <p><b>第四十七条の二</b> 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 所得割 各事業年度の所得</p> <p>二 略</p> <p>2 前項第一号イの各事業年度の付加価値額は法第七十二条の十四の規定により、同号ロの各事業年度の資本金等の額は法第七十二条の二十一の規定により、同号ハの各事業年度の所得は法第七十二条の二十三の規定により、前項第二号の各事業年度の収入金額は法第七十二条の二十四の二の規定により算定する。</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p><b>第四十九条</b> 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="201 311 358 742"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td> <td>百分の三・八</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・八	<p>(法人の事業税の課税標準)</p> <p><b>第四十七条の二</b> 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得</p> <p>二 略</p> <p>2 前項第一号イの各事業年度の付加価値額は法第七十二条の十四の規定により、同号ロの各事業年度の資本金等の額は法第七十二条の二十一の規定により、同号ハの各事業年度の所得及び清算所得は法第七十二条の二十三第一項から第六項までの規定により、前項第二号の各事業年度の収入金額は法第七十二条の二十四の二の規定により算定する。</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p><b>第四十九条</b> 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="201 885 358 1324"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td> <td>百分の三・八</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・八
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・八				
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・八				

改正後

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の五・五
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の七・二

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・三
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の九・六

2 略

3 他の二以上の都道府県において事務所又は

改正前

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の五・五
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・二

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の六・六

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・三
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の九・六

2 略

3 他の二以上の都道府県において事務所又は

改正後	改正前
<p>事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 各事業年度の所得に百分の七・二を乗じて得た金額</p> <p>二 特別法人 各事業年度の所得に百分の六・六を乗じて得た金額</p> <p>三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の九・六を乗じて得た金額</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第七十二条の二 たばこ税の税率は、千本につき千五百四円とする。</p> <p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第九十七条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>二 四 略</p> <p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第一百一条 知事は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の七・二を乗じて得た金額</p> <p>二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額</p> <p>三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第七十二条の二 たばこ税の税率は、千本につき千七十四円とする。</p> <p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第九十七条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第九十一条第一項又は第九十二条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>二 四 略</p> <p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第一百一条 知事は、次の各号のいずれかに該当</p>

改正後

する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。ただし、第四号及び第五号に該当する場合の自動車取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体に障害がある者が歩行が困難なもの（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害がある者が歩行が困難なもの（以下「精神障害者」という。）の用に供するための構造変更又は身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

一 略

二 身体障害者等又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要があると認めるもの

三 五 略

2・3 略

（自動車税の減免）

第百十七条

知事は、身体障害者等が所有する自動車（身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転するも

改正前

する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。ただし、第四号及び第五号に該当する場合の自動車取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

一 略

二 身体障害者又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要があると認めるもの

三 五 略

2・3 略

（自動車税の減免）

第百十七条

知事は、身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する自動車（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者

改正後	改正前
<p>ののうち、必要があると認めるもの（一台に限る。）に対しては、自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限の日（法第四十八条に規定する賦課期日（道路運送車両法第十三条第一項の規定による登録の申請があつた場合は、当該登録があつた日）後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の二月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によつて税金を納付することとされている際（納付後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の二月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路運送法第九十二条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第四百四十二条の十一第三項において「運転免許証」という。）及び規則で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>一〜六 略</p> <p>3・4 略</p> <p>（自動車税に係る証明書の交付）</p> <p>第二百二十条 知事は、道路運送車両法第九十七</p>	<p>等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの（一台に限る。）に対しては、自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限の属する年の三月三十一日（法第四十八条に規定する賦課期日（道路運送車両法第十三条第一項の規定による登録の申請があつた場合は、当該登録があつた日）後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の二月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によつて税金を納付することとされている際（納付後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の二月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路運送法第九十二条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第四百四十二条の十一第三項において「運転免許証」という。）及び規則で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>一〜六 略</p> <p>3・4 略</p> <p>（自動車税に係る証明書の交付）</p> <p>第二百二十条 知事は、道路運送車両法第六十二</p>

改正後	改正前
<p>条の二第一項に規定する書面の交付の申請を受けた場合において、当該申請に係る自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則の定めるところによつて、その旨を証する証明書を当該申請をした者に交付するものとする。</p> <p>附則 (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><b>第五条の五</b> 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項(所得税法等の一</p>	<p>条第一項の検査の申請者が同法第九十七条の二に規定する書面の交付を申請する場合において、当該申請者がその検査を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、またはその滞納していることが天災その他止むを得ない事由によるものであるときは規則の定めるところによつて、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>附則 (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><b>第五条の五</b> 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項(所得税法等の一</p>

改正後	改正前
<p>部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額並びに租税特別措置法第十条（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第十条の二の二から第十条の七までの規定による控除額の合計額</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第十一条の二 略</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他施</p>	<p>部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の六までの規定による控除額の合計額</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第十一条の二 略</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他施</p>

改正後

行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 租税特別措置法第九条の七第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

4 略

（法人の事業税の税率の特例）

**第十四条の二** 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十九条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六
------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第三項第二号中「百分の六・六」と

改正前

行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

4 略

（法人の事業税の税率の特例）

**第十四条の二** 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十九条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の六・六
------------------------------	--------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第三項第二号中「百分の六・六」と



改正後

あるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

第十四条の三 平成二十年十月一日以後に開始

する各事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第四十九条及び前条の規定の適用については、第四十九条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前条中「第四十九条第一項第二号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第四十九条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

改正前

あるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

第十四条の三 平成二十年十月一日以後に開始

する各事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第四十九条及び前条の規定の適用については、第四十九条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p><b>第十七条の三</b> 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「二年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の二第二項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年）」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年）」とする。</p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p><b>第十八条</b> たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に係る品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条の二の規定にかかわらず、当分の間、千本につき七百十六円とする。</p>	<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p><b>第十七条の三</b> 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「二年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の二第二項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年）」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年）」とする。</p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p><b>第十八条</b> たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に係る品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条の二の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百十一円とする。</p>

改正後	改正前
<p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p><b>第十八条の二</b> 家用の自動車(第九十一条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十八条の二の三までにおいて同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。以下この条から附則第十八条の二の三までにおいて同じ。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第九十四条の規定にかかわらず、当分の間、百分の五とする。</p> <p>2 第八項第一号、第二号若しくは第三号口に掲げる軽油自動車又は附則第十八条の二の三第一項に規定する第一種省エネルギー自動車<del>で初めて新規登録等を受けるもの</del>の取得(法附則第十二条の二の第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>3 次に掲げる自動車<del>で初めて新規登録等を受けるもの</del>の取得(法附則第十二条の二の第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条及び附則第十八条の二の三において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八</p>	<p>(自動車取得税の税率等の特例)</p> <p><b>第十八条の二</b> 家用の自動車(第九十一条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。以下この条において同じ。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条の規定にかかわらず、百分の五とする。</p> <p>2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車<del>で初めて新規登録等を受けるもの</del>の取得(法附則第十二条の二の第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>3 次に掲げる自動車<del>で初めて新規登録等を受けるもの</del>の取得(法附則第十二条の二の第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)のうち、</p>

改正後	改正前
<p>項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条及び附則第十八条の二の三第一項第一号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)(に適合する。)</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第十八条の二の三において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条及び附則第十八条の二の三において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。</p> <p>二 附則第十八条の二の三第二項に規定する第二種省エネルギー自動車</p> <p>457 略</p> <p>8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前二項又は附則第十八条の二の三第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日(第一号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日)までに行われたとき限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわ</p>	<p>次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)(に適合すること。)</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。</p> <p>二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車</p> <p>457 略</p> <p>8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(第五項から前項まで、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたとき限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用される</p>

改正後	改正前
<p>らず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号又は第三号ロに掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの</p> <p>ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p>	<p>べき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車<sup>9</sup>で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <p>9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに<sup>10</sup>行われた場合における第九十五条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。</p> <p>10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施</p>

改正後	改正前
<p>(自動車取得税の免税点の特例)</p> <p><b>第十八条の二の二</b> 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十五条の規定の適用については、同条</p>	<p>行規則で定めるもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。</p> <p><b>11</b> 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p> <p><b>12</b> 前二項の規定は、第九十七条第一項又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</p>

改正後	改正前
<p>中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。</p> <p>(自動車取得税の課税標準の特例)</p> <p><b>第十八条の二の三</b> 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(附則第十八条の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(附則第十八条の二第四項から第七項まで又は前項の規定</p>	

改正後	改正前
<p>の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの</p> <p>二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>3 前二項の規定は、第九十七条第一項又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第十八条の四</b> 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、<u>第二百二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</u></p>	<p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第十八条の四</b> 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、<u>第二百二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</u></p>



改正後	改正前
<p>一〇五略</p> <p>2略</p>	<p>一〇五略</p> <p>2略</p>
<p>(軽油引取税の税率の特例)</p> <p><b>第十八条の五</b> 軽油引取税の税率は、第九十九条の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。</p>	<p>(軽油引取税の税率の特例)</p> <p><b>第十八条の五</b> 平成三十年三月三十一日までに第九十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の引取り、同条第四項の燃料炭化水素油の引取り、同条第五項の炭化水素油の消費、若しくは第九十三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第九十二条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第九十九条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。</p>
<p>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)</p> <p><b>第十八条の六</b> 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第九十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の引取り、同条第四項の燃料炭化水素油の引取り、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第九十三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第九十二条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。</p>	<p>2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第九十二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第</p>

改正後	改正前
<p>三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百二条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p><b>第十九条</b> 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。第四項及び第六項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第四項及び第六項において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に對する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十一年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度</p>	<p>(自動車税の税率の特例)</p> <p><b>第十九条</b> 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。第六項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの(第四項において「電気自動車等」という。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に對する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成九年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度</p>

改正後

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

略

2・3 略

4 次に掲げる自動車に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

改正前

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十一年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

略

2・3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第六項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（第六項から第八項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に

改正後	改正前
<p>一 電気自動車</p> <p>二 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び第六項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第六項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第六項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので</p>	<p>それぞれ読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>施行規則で定めるものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)</p> <p>四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(第六項及び第七項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの。</p> <p>5 略</p> <p>6 次に掲げる自動車に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十一年度分の自動車税に限り、当該自動車に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が一から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十二年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>一 略</p>	<p>5 略</p> <p>6 次に掲げる自動車に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が一から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十二年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>一 略</p>

改正後	改正前
<p>二 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>イ 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>三 略</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては、平成二十二年年度の自動車税に限り、次の表の上欄</p>	<p>二 次に掲げる天然ガス自動車</p> <p>イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>三 略</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>8 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（第六項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第一百二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十一年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十二年年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>
8  略	9  略

第二条（佐賀県森林環境税条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第三条</b> 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規</p>	<p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第三条</b> 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規</p>

改正後	2 略  略  定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。
改正前	2 略  略  定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。